



発行所 千170-0001 東京都目黒区北沢3-30-10 全管連事務局 電話 03(3949)7312-5 毎月1日発行 15日郵便物 毎号3種 年間購読料:2,300円 (消費税・送料込) (但し会員は購読金を含む) URL http://www.zenkanren.or.jp/

◆本号の主な内容

- 建設業法・公共工事品確法改正
 - 全管連第54回通常総会事業報告案の概説
 - 公共事業労務費調査プロジェクトアップ調査
 - 建設業許可業者数調査の結果公表
- 5面
- ◆今後の主要(関連)行事予定◆
- 7月25日(金) 九管連総会(鹿児島)
 - 8月23日(土) 全管連青年部協議会 通常総会
 - 9月4日(木) 東北ブロック会議(岩手)
 - 9月26日(金) 正副会長・ブロック長・部長会議
 - 10月17日(金) 第三百十九回理事会

第318回理事会

・第54回通常総会提出議案

・総会、全国大会・懇親会の運営を議決

・専務理事に元厚生労働省水道課長の 粕谷明博氏を選出



本会の第三百十八回理事会は七月一日(火)午 後一時十分から、東京都港区の品川プリンスホテルにおいて開催された。理事者は上田事務局長の司会により開会を行った。司会者より出席者の報告が行われ、定数を満たし適法に成立する旨報告が行われた。続いて、大澤会長が議長に就任し、議事に入った。

務理事選出に関する件 本件について、岩野総務部長から今回、専務理事に元厚生労働省健康局水道課長の粕谷明博氏を選任したいとの説明が行われ、審議の結果、原案どおり議決された。



第二号議案 第五十四回通常総会に提出する議案に関する件 本件について、岩野総務部長、岩野経理部長、蒼森経営部長、原広報部長、北向事業部長、佐藤技術部長より第五十四回通常総会に上程される次の四つの議案が説明され、石川代表監事より監事会による監査結果も報告され、審議の結果、原案通り議決された(平成二十六年年度の事業報告の件)



第三号議案 第五十四回通常総会、平成二十六年全国大会及び懇親会の運営に関する件 本件について、岩野総務部長より、総会、大会の進行と担当者、平成二十六年全国大会スローガン決議案等が提案され、審議の結果、原案通り議決された。



第四号議案 役員補充選挙の件 役員補充選挙の件 本件について、岩野総務部長より、専務理事に元厚生労働省健康局水道課長の粕谷明博氏を選任したいとの説明が行われ、審議の結果、原案通り議決された。

第五号議案 労働安全衛生総合研究所の高木首席研究員 北海道連の小坂副会長 北海道連の小坂副会長(小坂 隆)の略歴は次の通りです。

全管連

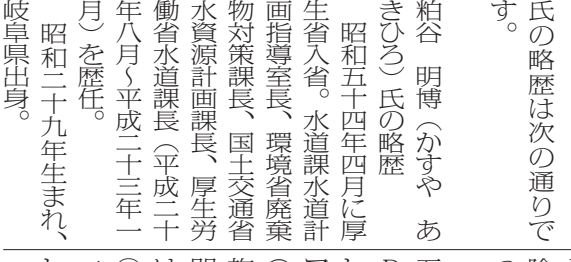
◇臨時総会◇

役員補充選任

本会の臨時総会は、七都港区の品川プリンスホテルにおいて四十九団体(うち書面議決提出団体三十六団体)が出席して開催された。

臨時総会は上田局長の司会により開会、大澤会長の挨拶を行った。栃木県管工事業協同組合連合会・黒澤会長が議長に就任し議事に入った。

第一号議案 役員補充選任に関する件 本件について、岩野総務部長から今回、本会専務理事に元厚生労働省健康局水道課長の粕谷明博氏を選任したいとの説明が行われ、審議の結果、原案どおり議決された。(敬称略)



七月一日、第三百十八回理事会において、本会専務理事に元厚生労働省健康局水道課長の粕谷明博氏が就任された。

粕谷 明博(かすや あきひろ)氏の略歴は次の通りです。

選べるすっきり3タイプ、サティス。

お掃除リフトアップで すき間の拭き掃除も、サッと一拭き

リモコンボタンを押すだけで、機能部がリフトアップ。しっかり上がりすき間の汚れも、奥までラクに拭き取れます。(特許取得済み) ※Eタイプは手動です。

タンクレストイレ サティス

SATIS

SATISの驚きの性能はこちらから

株式会社 LIXIL お客さま相談センター(INAXブランド) ☎0120-1794-00

私たちは、優れた製品とサービスを通じて、豊かで快適な住生活の未来を創造する住まいと暮らしの「総合住生活企業」です。

アカギの排水用フレキシブルジョイント

ハイスイAジョイント

配管支持金具の 株式会社 アカギ

東京都中央区新富1-19-2 ☎03-3552-7331(大代表)

本社 東京・支店 営業所 全国主要都市

建設業法等の一部を改正する法律(平成26年6月4日公布)

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。
○維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。
→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
→維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工場の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工場の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大(下請金額による下限を撤廃)【入契法】
⑥建設業許可に係る暴力団排除事項を整備(※)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除事項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、現在及び将来にわたる建設工場の適正な施工とその担い手の確保を実現

経緯

- 4/4 参議院本会議可決(全会一致)
5/29 衆議院本会議可決(全会一致)
6/4 公布

施行日

- 公布の日(H26.6.4)に施行(3)
公布の日から1年以内に施行(1)(2)(5)(6)(7)
公布の日から2年以内に施行(4)

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

H26.4.4 参議院本会議可決(全会一致)
H26.5.29 衆議院本会議可決(全会一致)
H26.6.4 公布・施行

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
○現場の担い手不足、若年入職者減少
○発注者のマンパワー不足
○地域の維持管理体制への懸念
○受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆改正のポイントI:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
・現在及び将来の公共工事の品質確保
・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
○基本理念として、以下を追加
・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
・ダンピング受注の防止
・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保等

☆改正のポイントII:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
○不調、不落の場合等における見積り徴収
○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
○発注者間の連携の推進等

最新単価や実態を反映した予定価格
歩切りの根拠
ダンピング受注の防止等

☆改正のポイントIII:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
○段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
○地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しています。建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しています。建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しています。

全管連第54回通常総会 事業報告案の概説 全管連の取組みについて

来る七月十六日、北海道釧路市のANAクラウンプラザホテル釧路にて開催される全管連第五十四回通常総会において上程される平成二十五年度事業報告書(案)の概説を掲載いたします。

○平成二十五年度事業報告書(案)概説
平成二十五年度の日本経済は、安倍政権による経済政策「アベノミクス」により円安・株高が進行し、消費者心理や景況感が改善するとともに、利益を積み上げた企業が買上げ・設備投資に前向きな姿勢を見せるなど、デフレ脱却のための好循環が実現している。

建設産業においては、好景気や増税前の駆け込み需要などに加え、東京オリンピックの開催決定やリニア新幹線のルート公表など大規模プロジェクトに対する期待、東日本大震災の被災地における復興の本格化、大震災に備えたライフラインの耐震化、高度成長期に築造されたライフラインの更新・補修など、近年稀に見るほどに建設需要が増加している。

また、公共工事設計労務単価については、昨年度に引き続き社会保険の加入に必要な法定福利費相当分を取り込むことにも、急騰する労務費を適切に反映した結果、全五職種単価は、大正会長の報告及び、本業界における懸念の解決に理解を求めた。

このような中、平成二十五年度に行われた主な事業は以下のとおりである。

平成26年の職場における 熱中症予防対策の重点的な 実施について

厚労省

厚生労働省は、五月二十九日付けで、労働基準局安全衛生部長名をもって、関係団体の長宛てに標記を通知された。なお、同省ホームページに掲載されています。

平成二十六年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施については、厚生労働省では、このほど平成二十五年度の「職場での熱中症による死亡災害の発生状況」をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

平成二十六年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況(平成二十五年度)をとりまとめました。

熱中症を防ごう!

事業主さん、働く皆さん

「職場における熱中症予防対策」をご存じですか?

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。

- めまい・失神
- 筋肉痛・筋肉の硬直
- 大量発汗
- 頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感
- 意識障害・痙攣・手足の運動障害
- 高体温

高温多湿な環境では熱中症が多発します。
以下の項目をチェックして
職場の熱中症予防に努めましょう!

- WBGT値^(※1)の低減に努めていますか?
- 熱への順化期間^(※2)を設けていますか?
- 自覚症状の有無にかかわらず水・塩分を摂っていますか?
- 透過性・通気性の良い服を着ていますか?
- 睡眠不足・体調不良ではありませんか?

(※1)平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づき、職場における熱中症予防対策
(※2)WBGT(Wet-Bulb Globe Temperature)値=暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度から算出する数値
(※3)熱に慣れ、当該環境に適応させるために計画的に設ける期間

3 熱中症予防対策について

職場における熱中症を予防するために、次の1~5の熱中症予防対策を講じましょう。(なお、詳細については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」をご覧ください。)

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減など

- WBGT値が、WBGT基準値を超える(おそれのある)作業場所(「高温多湿作業場所」といいます。)(においては、「熱を遮る物」・「直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根」・「通風・冷房の設備」の設置などに努めてください。
- ※ 通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意してください。

(2)休憩場所の整備など

- 高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けるよう努めてください。
- 高温多湿作業場所やその近隣に、水、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けるよう努めてください。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、高温多湿作業場所に、飲料水の備え付けなどを行うよう努めてください。

2 作業管理

(1)作業時間の短縮など

- 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努めてください。

(2)熱への順化

- 計画的に、熱への順化期間を設けるよう努めてください。
- ※ 例:作業者が順化していない状態から、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くします。(ただし、熱へのばく露を中断すると、4日後には順化の喪失が始まり、3~4週間後には完全に失われます。)

(3)水分・塩分の摂取

- 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導してください。摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図ってください。
- ※ 作業場所のWBGT値がWBGT基準値を超える場合、少なくとも、0.1~0.2%の食塩水、または、ナトリウム40~80mg/100mlのスポーツドリンク・経口補水液などを、20~30分ごとに、カップ1~2杯程度摂取することが望ましいとされています。(ただし、身体作業強度などに応じて、必要な摂取量は異なります。)

(4)服装など

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させてください。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子(クールヘルメット)などを着用させてください。

(5)作業中の巡視

- 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的な水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常はないかを確認してください。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じてください。

公共事業労務費フォローアップ調査(平成26年7月調査)の実施について

国土交通省は、五月二十三日、土地・建設産業局建設市場整備課長名をもって、本会宛てに標記を通知された。

全国的に建設技能労働者の賃金水準が上昇傾向にあり、今後も変動性が高い状態が継続する可能性があることから、労働市場における賃金変化の実態をとらえる調査を行い、状況を注視していく必要がある。

そのため、平成二十六年七月時点を対象とした公共事業労務費フォローアップ調査(平成二十六年七月調査)の実施について、下記の通り、下記の内容を整理してまいります。会員専用ホームページの「配管技能資格リーフレット」をご覧ください。

公共事業労務費フォローアップ調査(平成二十六年七月調査)の実施について

ご協力をいただきますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いたします。

記

1. 公共事業労務費フォローアップ調査(平成二十六年七月調査)における重要な事項

(一) 公共事業労務費調査との同等性の確保

本調査は、全国的な建設技能労働者の賃金の変動実態を把握するための調査であり、公共事業労務費調査と同程度の手法により実施します。但し、準備に要する期間に鑑み、現況調査、調査説明会等は省略します。

(二) 賃金水準の正確な把握の徹底

昨今、技能労働者の適切な賃金水準の確保について、官民挙げて取り組んでいることを踏まえ、調査には一層の正確性を期して実施します。特に、退職金等、不定期の賃金についても、遺漏のないよう正確に記入いただくとともに、原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となることへの周知徹底をお願いいたします。

(三) 社会保険加入状況の確認

「建設産業の再生と発展のための方策2012」(平成二十四年七月十日国土交通省建設産業戦略会議)を受け、技能労働者の処遇の向上、公平で健全な競争環境の構築に向けて、今回も社会保険

加入状況等の実態把握及び保険料がわかる資料の提示を受けることとします。

(四) 調査対象外の労働者

見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外となります。また、老齢厚生年金(在職老齢年金)及び高齢雇用継続給付(高齢雇用継続給付金、高齢再就職給付金)の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても同様で、調査対象外とします。このため、調査対象企業においては、元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いします。

2. 会場調査の実施等

(一) 調査精度の確保のため、調査対象企業の方々に、調査の趣旨・内容を正しく理解していただくとともに、以下の点に留意願います。

・ 調査の対象となった工事の元請企業は、調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。

・ 元請企業は下請企業への連絡・指導をお願いいたします。

公共事業労務費調査(平成25年10月調査)における社会保険加入状況調査結果について

農林水産省及び国土交通省が平成二十五年十月に実施した、公共事業労務費調査における、公共工事に従事する建設企業、建設労働者の社会保険加入状況調査結果を発表しました。また、全管連ジャーナルにて国土交通省による寄稿予定で、詳細はホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo14-hh_000447.html

保険加入状況調査の結果概要は、企業単位での保険加入状況及び労働者

個人単位での保険加入状況は以下の通り。

1. 各保険加入割合

◎ 企業別 雇用保険(九十六%)、健康保険(九十二%)、厚生年金(九十二%)、三保健康(九十一%)

◎ 労働者別 雇用保険(七十六%)、健康保険(六十六%)、厚生年金(六十四%)、三保健康(六十二%)

2. 項目別社会保険加入傾向

◎ 企業別(加入率高)

・ 業種別(主なもの) 電気(九十六%)、配管工(九十五%)、運転手(特殊)(九十五%)

・ 元請、下請次数別 元請(九十七%)

◎ 労働者別(加入率高)

・ 業種別 高知(九十七%)、高知(九十七%)

・ 職種別(主なもの) 電工(九十六%)、配管工(九十五%)、運転手(特殊)(九十五%)

・ 元請、下請次数別 元請(九十七%)

事業所規模別 三百人以上 四百九十九人(九十七%)

◎ 労働者別(加入率高)

・ 業種別 高知(八十六%)、石川(八十三%)、富山(八十三%)

・ 職種別 電工(九十二%)、配管工(八十九%)、土木一般世話役(八十六%)

・ 元請 八十%

試験受験機会の拡大等を陳情した。

当日は、同センターの野見山理事長を訪問し、本会の松田総務担当副会長が以下の三点について陳情した。

本紙六月号にて既報のとおり、本会と全設研は五月に国土交通省土地・建設産業局長に同様の陳情を行っている。

(陳情)

1. 二級管工事施工管理技術検定学科試験会場の拡大について

2. 全国設備工業教育研究会(会員校)の活用について

3. 受験機会の拡大又は二級技術検定学科試験の免除について

切な賃金水準の確保について、官民挙げて取り組んでいることを踏まえ、調査には一層の正確性を期して実施します。特に、退職金等、不定期の賃金についても、遺漏のないよう正確に記入いただくとともに、原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となることへの周知徹底をお願いいたします。

(三) 社会保険加入状況の確認

「建設産業の再生と発展のための方策2012」(平成二十四年七月十日国土交通省建設産業戦略会議)を受け、技能労働者の処遇の向上、公平で健全な競争環境の構築に向けて、今回も社会保険加入状況等の実態把握及び保険料がわかる資料の提示を受けることとします。

(四) 調査対象外の労働者

見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外となります。また、老齢厚生年金(在職老齢年金)及び高齢雇用継続給付(高齢雇用継続給付金、高齢再就職給付金)の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても同様で、調査対象外とします。このため、調査対象企業においては、元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いします。

2. 会場調査の実施等

(一) 調査精度の確保のため、調査対象企業の方々に、調査の趣旨・内容を正しく理解していただくとともに、以下の点に留意願います。

・ 調査の対象となった工事の元請企業は、調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。

・ 元請企業は下請企業への連絡・指導をお願いいたします。

1. 二級管工事施工管理技術検定学科試験会場の拡大について

2. 全国設備工業教育研究会(会員校)の活用について

3. 受験機会の拡大又は二級技術検定学科試験の免除について

Quality, Safety & Originality

戸建て、集合住宅に

メータセットシリーズ

逆止弁

メータセット-3 (逆止弁を上から交換可能)

メータセットPS4 (上からの配管専用タイプ)

前澤給装工業株式会社

本社 〒152-8510 東京都目黒区鷹番二丁目13番5号
Tel.(03)3716-1511(代表) http://www.qso.co.jp/

公共事業労務費調査を受けられる現場代理人・経理担当者の皆様へ

適正な記入のために

日頃から準備しておく必要不可欠なもの

- 労働基準法に基づく「就業規則または雇用契約書」の整備(所定労働時間が週40時間を超えず、給与規定・諸手当・勤務時間・休日・有給休暇を明記しよう。)
- 「賃金台帳」を正しく記入(受領を証明する押印または銀行振込領収書)
- 調査票記入根拠の資料(休日カレンダー、作業日報、有給休暇簿、施工体制台帳(元請のみ))

公共事業労務費調査とは

農林水産省と国土交通省が、毎年、公共工事に従事する労働者の業別賃金を職種ごとに調査し、その調査結果に基づいて公共工事の積算に用いる「公共工事設計労務単価」を決定する調査のことです。

公共工事設計労務単価は公共工事の積算に使用される労務単価で、国、都道府県等の公共工事はもちろんのこと、民間工事の積算に大きな影響を与えます。

調査の手順

- 調査対象工事の実施

各発注機関から、元請の方に調査協力依頼及び説明会への出席案内。元請から、対象工事の10月に工事を行っている全ての下請(2次以下の下請も含みます)に対し、調査の協力依頼と調査票等(説明会等で配布)の配布。
- 現況調査の実施

調査票記入内容が現場の状況を的確に反映しているかの確認のため、会場調査実施前に工事現場の現況調査を行い、現場の作業内容及び労働者数を確認。
- 説明会の実施

調査対象となった場合、説明会に必ず出席して下さい。説明会には調査対象工事の現場代理人等、現場の状況に精通しておられる方及び経理担当者等、賃金の管理に詳しい方をお願いいたします。
- 調査票への記入

説明会での説明内容、資料をもとに、会場調査に提出する調査票の記入。裏面のポイント参照。
- 会場調査(調査票の提出・記入内容の確認)

各発注機関から、元請の方に会場調査の案内(実施日、会場等)。調査会場では、提出された調査票等が正しく記入、作成されているかどうかを調査員が会社ごとに個別に確認。
- 公共工事設計労務単価の設定

調査結果を基に、次年度の公共工事設計労務単価を設定。
- 公共工事予算の算定

設定された設計労務単価を使用して、次年度の公共工事予算が算定。

労務費調査票の記入はここがポイント!

1 職種を正しく分類する

● 調査対象労働者は、配管工、タクト工、保温工、設備機械工等対象職種(51職種)に該当する労働者です。

● 相当程度の技能を有する配管工と普通作業員との区別を明確にしよう。調査でいう「配管工」とは、相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、換気等の設備工事に関する作業について主体的業務を行う方です。有資格者でも補助的業務を主に実施した場合には「普通作業員」に分類してください。

普通作業員: 材料運搬だけでなく、技能士資格をとって一人前の配管工を目指すぞ!

配管工: 寸法取りから、ネジ切り、吊込み、接続、試験まで、ひとりでもできるように、一人前になったな

2 次の4つの記入漏れをなくそう!

公共工事設計労務単価は以下の4つから構成されています。

- 基本給相当額
 - 基本給(定額給)
 - 出来高給
- 臨時の給与
 - 賞与(ボーナス・一時金)
 - 見舞金、結婚祝い、退職金等
- 基準内手当
 - 毎日あるいは毎月決まって支払われる手当
 - 家族手当(扶養手当)
 - 通勤手当
 - 都市手当(調整手当)
 - 住宅手当
 - 現場手当
 - 技能手当
 - 有給休暇手当(日給制の場合)
 - 精勤手当等
- 実物給与
 - 通勤定期、回数券
 - 食事支給(残業時は除く)
 - 通勤ガソリン
 - 住宅の貸与

■ 基準外手当とは

各職種の建設労働者の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当

時間外・休日または深夜の勤務賃金の代替としての手当

使用者の責に帰するべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当

労働者持ちの工具・車両の損料等、資金ではなく経費の負担にあたる手当

3 所定労働時間に注意しよう

● 調査は一日分ではありません、1ヵ月を対象です。

● 割増賃金(時間外、休日、深夜)は含みません。

● 労働時間は作業日報、出勤簿などと整合していなければなりません。

今、私は作業中です。この調査は所定労働時間、通常8時間以内を対象です。1週40時間が基本です。

建設業許可業者数調査の結果 管工事業者数8万3890社で 前年度比プラス0.1%

—平成26年3月末現在—

国土交通省は、六月四日の減少となった。一般建設業の許可取得している事業者は四十四万九千六百七十一業者で、前年同月比五百四十六業者(〇.一%)の増加となつた。建設業法第三条第一項の規定による建設業の許可を受けている事業者は四万四千七百六十三業者で、前年同月比二百二十七業者(〇.五%)の増加となり、

特定建設業許可業者数が最も多かった平成十七年三月末時点と比較すると八千五百五十五業者(一五.九%)の減少。
管工事業者数は八万三千八百九十業者で、前年同月比二百四十二業者(二.〇%)の増加となつた。
水道施設工事業者数は八万五千五百五十五業者で、前年同月比六百六十三業者(一.〇%)の減少となつた。
一般建設業許可業者数は最も多かった平成十二年三月末時点と比較すると十二万八千三十八(二二.二%)の減少。
特定建設業の許可取得している事業者は四万四千七百六十三業者で、前年同月比二百二十七業者(〇.五%)の増加となり、

業種別許可業者数の推移

| | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 土木 | 149,020 | 144,039 | 139,049 | 134,480 | 133,904 |
| 管 | 88,234 | 86,866 | 85,139 | 83,648 | 83,890 |
| 水道施設 | 86,146 | 84,475 | 82,793 | 81,342 | 81,505 |

桑江沖繩市長に街づくりを提言

沖繩市管工事協同組合などの
沖繩市内建設関連団体が提言



桑江市長(前列中央)に提言書を手渡したOTRGのメンバー

沖繩市内の建設業団体(Okinawa city Town Research Group)は五月二十六日、沖繩市役所に桑江朝千夫市長を訪ね、同団体の活動報告を行った。詳細は全管連ジャーナル八月号で紹介いたします。

(一社)建設産業専門団体連合会が「日常生活に必要な公共建築物、国土の異常に気づける人(専門工事業者)が主体となつて、地元、自治体職員等と連携のもと、住みよい町・国(への)の手助けを行うこと」を目的に展開している事業で、建専連沖繩地区連合会は平成二十五年度事業として受託し、沖繩市管工事協同組合に付託した。同会は沖繩市長・副市長との懇談会や東日本大震災の被災地視察研修も実施した。

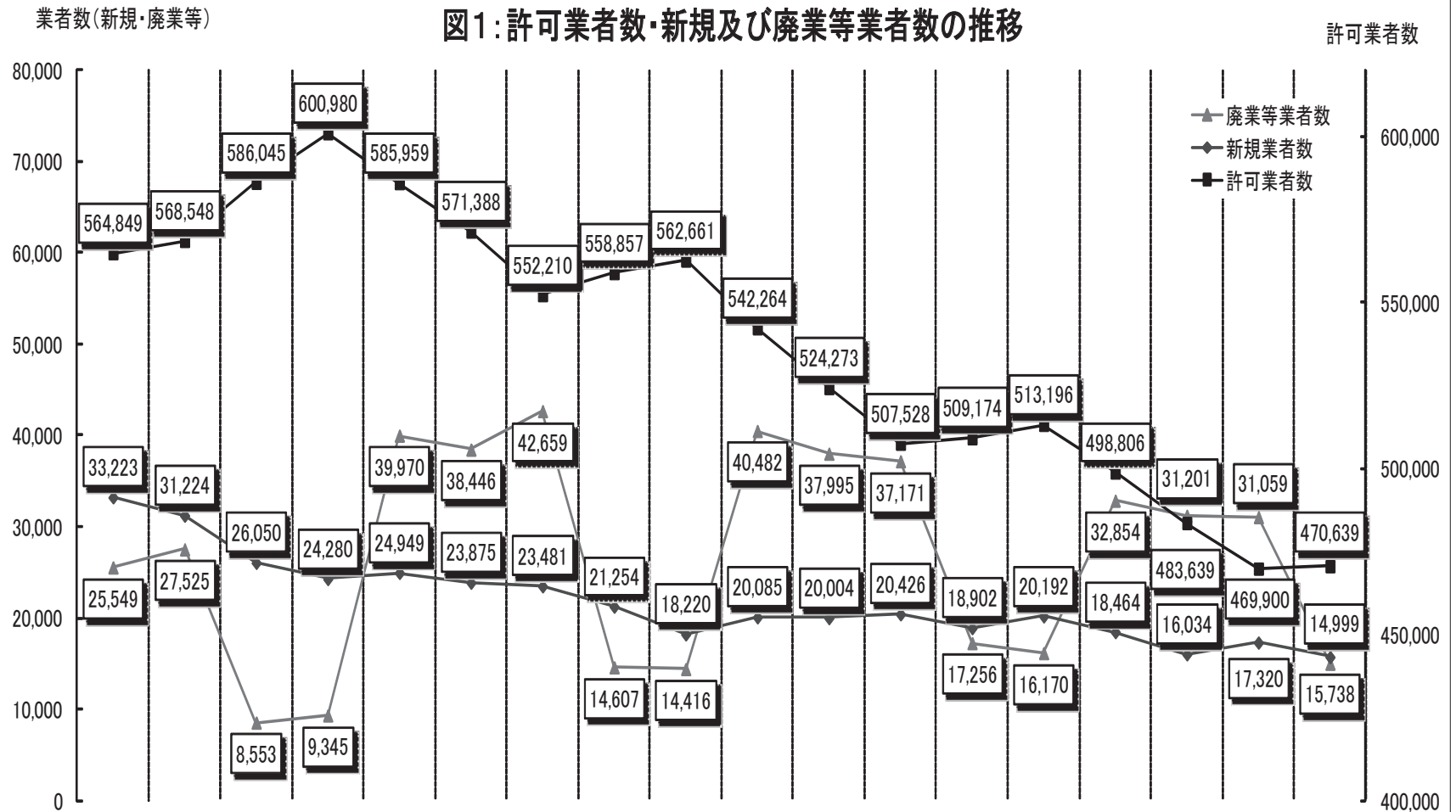
平成26年度「建設業職長等指導能力向上研修会」のご案内

(一社)建設産業専門団体連合会

建設業職長等指導能力向上研修会は、建設業における技能労働者等の人材不足が顕著になっており、未熟労働者の就業や退職・離職していた技能労働者等の復帰もみられ、これらの人材不足に対応した労働災害防止対策として、作業方法や部下の教育・指導など建設現場の安全衛生管理に果たす役割の大きい「職長等」の指導力向上のための再教育として、今年度、当協会が厚労省より委託を受けて、標準講習会を全国各地で実施いたします。

- 主催(株)建設産業振興センター
- 受講対象者 職長として職務について、概ね五年以上経過した方、またはそれに準じた方
- 研修内容・開催日程など 全国各地(ホームページを参照して下さい)
- 定員 三十名(先着順の申込となっております)
- 受講料 無料
- CPDS CPDS 対象の講座です。
- 申込方法 当振興センターホームページ <http://www.ks-sc.co.jp/>
- 問い合わせ先 (株)建設産業振興センター(電話〇三五四〇八一八八)

図1: 許可業者数・新規及び廃業等業者数の推移



※ 許可業者数については各年度末(3月末時点)の数、新規業者数、廃業等業者数については各年度の数を表す。

金利が戻ってきます!! 平成26年度末まで延長されました!

建設企業の重機購入を支援します

(建設業災害対応金融支援事業)

国土交通省では、建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。

(一財)建設業振興基金(以下、「振興基金」といいます。)で助成申請を受付しております。手続きの流れや申請書類等は、振興基金の下記ウェブサイトにてご紹介しておりますのでご覧ください。

(一財)建設業振興基金
建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

対象者

県、市町村などと災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)が対象となります。

【中小・中堅建設企業の定義】

資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員数が1,500人以下の建設企業。

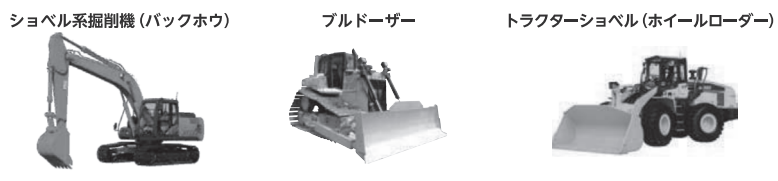
【協力会社の定義】

建設企業の協力会社(下請等)のうち、災害協定に記載されている業務を実施する企業。

対象機種

3機種から41機種に拡充されました!

建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルを含めた次ページの41機種となります。



助成対象となる購入日
・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルの3機種:平成25年1月11日~平成27年2月28日の間
・その他の38機種:平成26年2月6日~平成27年2月28日の間
※メーカー毎の対象機種リストを、上記ウェブサイトにて順次公表しています。

助成内容

初年度1年分の金利の2/3(ただし、上限は年利4%分まで)を補助します。

※1台あたりの金利助成上限額及び1企業あたり上限台数はありません。(平成25年8月1日改正)。

また、時限措置の制度となっており、貴団体の会員企業様へのご周知方をお願いいたします。
窓口は、(一財)建設業振興基金金融支援部(電話)〇三三-五五七三三、四七五、FAX〇三三-五五七三三-五九三、担当:由井氏、職員氏)

全国安全週間始まる

— みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようぜロ災害 —

26年度

建設業労働災害防止協会(会長・銭高一善氏)では、厚生労働省・国土交通省の後援により、毎年、六月一日から三十日までを準備期間、七月一日から七日までを本週間として、「みんなであつなぎ 高まる期待 達成しようぜロ災害」スローガンのもと、この安全週間を契機に、経営トップの明確な方針のもとに店社と作業者が緊密に連携して安全衛生水準のいっその向上を目指し、実効ある安全衛生管理活動を実施する。詳細は同協会の

が千四百人を超える状況にありましたが、平成二十五年度の死亡者数は三百四十二人となり、約七分の一にまで減少してきたことは、ひとえに会員各位の長年にわたる地道な安全衛生活動の賜であります。

今年、全国安全週間の準備期間および本週間において取り組むべき事項をまとめた「全国安全週間実施要領」を作成いたしましたので、会員各位におかれましては、本実施要領を参考に、経営トップの強力なリーダーシップの下に、関係者が一丸となって職場の安全確保に取り組みされるようお願いいたします。

国土交通省は、建設業許可事務指針の見直しへ 7月22日まで意見を募集 国土交通省 国土交通省は、建設業許可事務ガイドラインの見直し案をまとめた。許可業種区分に対応した建設工事の「内容」「例示」「区分の考え方」を、新たな施工実態や取引実態に対応させた。見直し案に対する意見を七月二十二日まで募集した上で、最終決定する。詳細はホームページを参照して下さい。

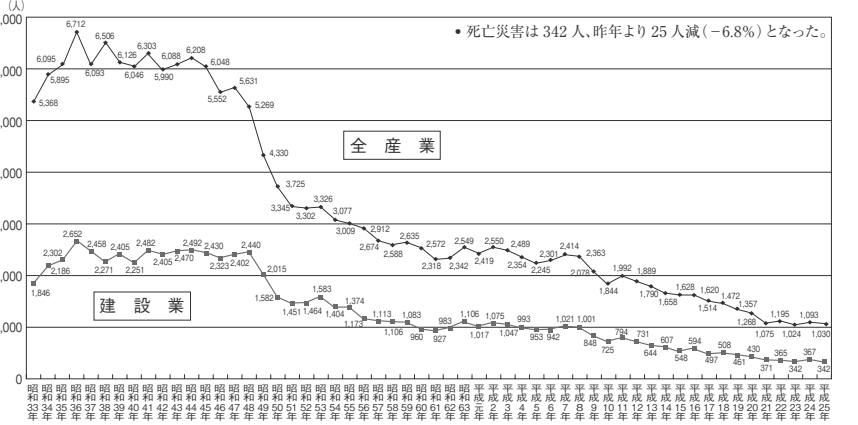
建設業許可事務指針の見直しへ 国土・建設産業局建設業課長通達となるガイドラインで示す。見直し案のうち、先に成立した改正建設業法で新たな業種区分として追加された「解体工事」に関連する部分については、六月四日(可)から二年以内で定める施行日に合わせて適用。解体工事に対応する部分以外は即時適用となった。見直し案のうち、建設工事の内容は、管工事に「冷凍冷蔵」の設備を設置する工事を追加する。新設する解体工事に対応した内容を「工作物の解体を行う工事」と明記した上で、「ごみ・土工・コンクリート工事の内容の中から「工作物の解体」を削除する。

建設業災害対応金融支援事業のご案内 平成26年度末まで延長 (一財)建設業振興基金 国土交通省では、建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。

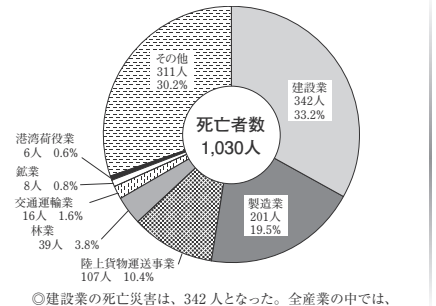
(一財)建設業振興基金 Go.jp/serlet/Public?CLASSNAME=PCMM&TAIL&id=155140303 http://search.e-gov.jp/serlet/Public?CLASSNAME=PCMM&TAIL&id=155140303 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html

資料1 平成25年の建設業における死亡災害の発生状況(平成25年確定値)

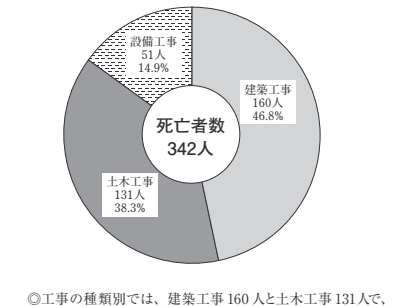
死亡災害の推移(昭和33年~平成25年) 平成23年の数値については、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害1,057人を除いている。



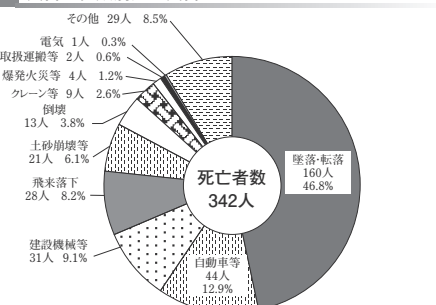
業種別死亡発生状況



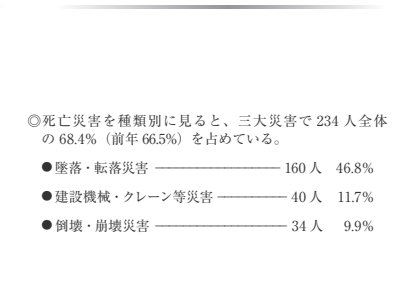
工事の種類別死亡災害



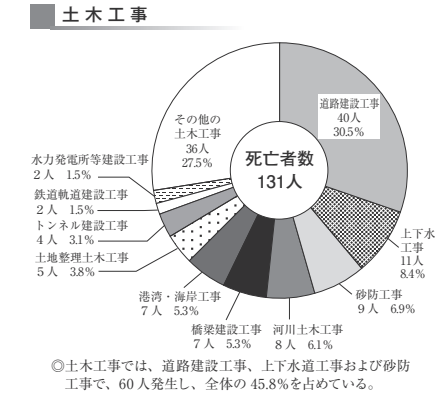
災害の種類別死亡災害



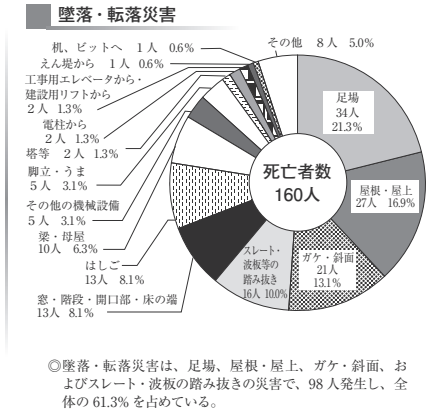
設備工事



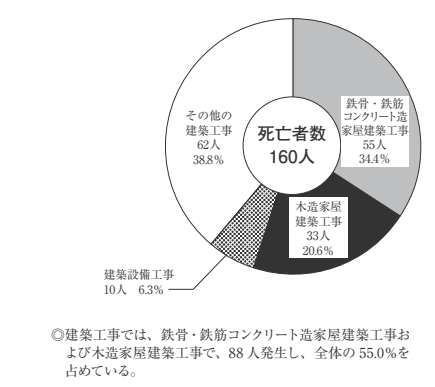
1 工事の種類別発生状況



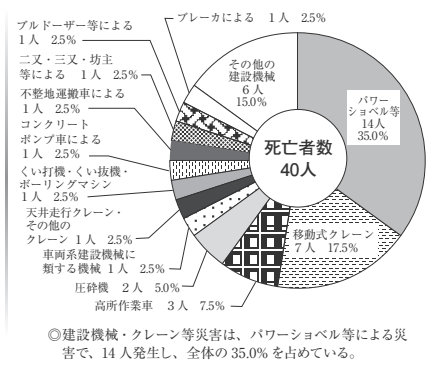
2 三大災害発生状況



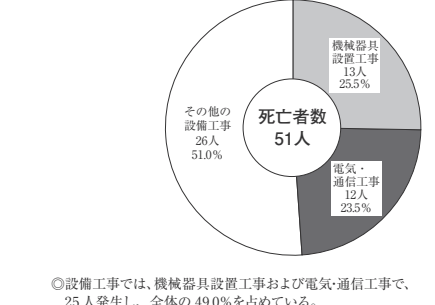
建築工事



建設機械・クレーン等災害



倒壊・崩壊災害



◎死亡災害を種類別に見ると、三大災害で234人全体の68.4%(前年66.5%)を占めている。

◎建設業の死亡災害は、342人となった。全産業の中では、33.2%(前年33.6%)を占めている。

◎土木工事では、道路建設工事、上下水道工事および砂防工事で、60人発生し、全体の45.8%を占めている。

◎建築工事では、鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事および木造家屋建築工事で、88人発生し、全体の55.0%を占めている。

◎設備工事では、機械器具設置工事および電気・通信工事で、25人発生し、全体の49.0%を占めている。

◎建設機械・クレーン等災害は、パワーショベル等による災害で、14人発生し、全体の35.0%を占めている。

◎倒壊・崩壊災害は、土砂崩壊・建物・橋梁等の倒壊および岩石の崩壊で、24人発生し、全体の70.6%を占めている。

給水財団が理事会・評議員会を開催



給水財団が理事・評議員会を開催した。理事・評議員は、六月三日に第六回理事会、六月二十三日に第六回評議員会を東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷にて開催した。

給水工事技術振興財団

給水工事技術振興財団(理事長・浜田康敬氏)は六月三日に第六回理事会、六月二十三日に第六回評議員会を東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷にて開催した。

第203回総務部会を開催

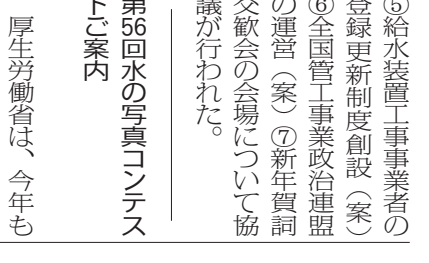
標記部会が六月六日に全管連会館において行われた。当日は、①第二百二十八回正副会長・ブロック長・部長会議(六月十七日(火))に提出する議案②表彰候補者③賛助会

第81回経理委員会を開催

標記委員会が六月十一日に全管連会館において行われた。当日は、①平成二十五年度事業報告(案)②平成二十六年度収支決算報告(案)③平成二十六年度事業計画(案)④平成二十六年度収支予算(案)⑤出資金の人数割調整(案)⑥全国管工事業政治連盟の運営(案)について協議が行われた。

第228回正副会長・ブロック長・部長会議

標記会議が六月十七日に全管連会館において行われた。当日は、①臨時総会七月一日に提出する議案②第三百十八回理事会(同)に提出する議案③出資金の人数割調整(案)④支部に関する規約の改正(ブロック長の廃止)



3日(公財)給水工事技術振興財団の第六回理事会が午前十一時より、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷にて行われ、大澤会長、松田副会長、佐々木副会長、松本常務が出席した。

10日 中央職業能力開発協会が午前十一時より、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷にて行われ、大澤会長、松田副会長、佐々木副会長、松本常務が出席した。

16日 給水システム協会が午前十一時より、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷にて行われ、大澤会長、松田副会長、佐々木副会長、松本常務が出席した。

21日 第五十二回技能五輪大会が午前九時より、川崎市中区の川崎市立工業協同組合内にて行われ、松本常務が出席した。

26日 平成二十六年度厚生労働省は、今年も水道施設工事に汗を流す人々や、水のある風景などの「水」や水道に寄せた思いを表現する写真コンテストを実施いたします。

第56回水の写真コンテスト案内
厚生労働省は、今年も水道施設工事に汗を流す人々や、水のある風景などの「水」や水道に寄せた思いを表現する写真コンテストを実施いたします。

全管連のうごき

6月

6日 第203回総務部会が午後一時三十分より、全管連会館にて行われ、出席者は次のとおりである。出席者は次のとおりである。出席者は次のとおりである。

同日(一社)建設産業専門団体連合会の第十三回通常総会が午後三時三十分より、東京都千代田区の東海大学校友会にて行われ、松本常務が出席した。

同日(一社)建設産業専門団体連合会の第十三回通常総会が午後三時三十分より、東京都千代田区の東海大学校友会にて行われ、松本常務が出席した。

同日(一社)建設産業専門団体連合会の第十三回通常総会が午後三時三十分より、東京都千代田区の東海大学校友会にて行われ、松本常務が出席した。

同日(一社)建設産業専門団体連合会の第十三回通常総会が午後三時三十分より、東京都千代田区の東海大学校友会にて行われ、松本常務が出席した。

同日(一社)建設産業専門団体連合会の第十三回通常総会が午後三時三十分より、東京都千代田区の東海大学校友会にて行われ、松本常務が出席した。

同日(一社)建設産業専門団体連合会の第十三回通常総会が午後三時三十分より、東京都千代田区の東海大学校友会にて行われ、松本常務が出席した。

同日(一社)建設産業専門団体連合会の第十三回通常総会が午後三時三十分より、東京都千代田区の東海大学校友会にて行われ、松本常務が出席した。

同日(一社)建設産業専門団体連合会の第十三回通常総会が午後三時三十分より、東京都千代田区の東海大学校友会にて行われ、松本常務が出席した。

同日(一社)建設産業専門団体連合会の第十三回通常総会が午後三時三十分より、東京都千代田区の東海大学校友会にて行われ、松本常務が出席した。

給水装置工事主任技術者試験の受験者に最適の書

これまでの試験問題の傾向を徹底分析、体系的に解説

給水装置工事主任技術者試験が国家資格として実施されて以来、多くの会員の皆様からの要望にお応えして、全管連では平成12年度より『給水装置工事主任技術者試験問題集(合格への近道)』これならわかる問題と解説』を刊行いたしました。

4訂第2版 合格への近道
給水装置工事主任技術者試験問題収録版 合格への近道

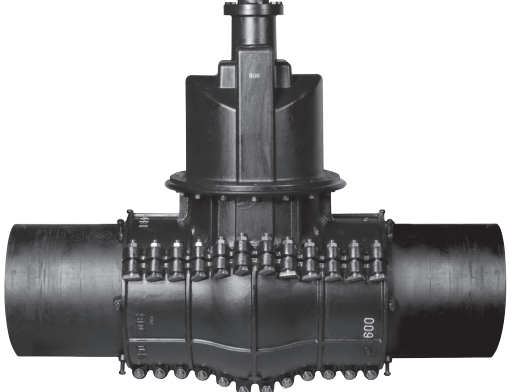


主な内容
第1章 試験案内
第2章 公衆衛生概論
第3章 水道行政
第4章 給水装置の概要
第5章 給水装置の構造及び性能
第6章 給水装置工事法
第7章 給水装置施工管理
第8章 給水装置設計
第9章 給水装置工事業務
第10章 関係法規等

お申し込み方法
全管連所属の地元組合へお申し込みください。

水道管路を不断水で自在に移設!

管路の事故にもスピーディーに対応!



地震対策の管路区分化に、本管の切回し工事に...etc.
●円形の cutter で穿孔、管の強度低下が少ない。
●穿孔部は切片で回収。切粉の発生が少なく、また専用の切粉排出口より管外に排出。
●繰り返し開閉が可能。(加圧状態で500回開閉テストをクリア)
●真上から穿孔、掘削寸法が小さい。
●不要になれば不断水工事で井体の撤去が可能。
●製作サイズ
鋼鉄管用 呼び径75~600/塩ビ管用 呼び径75~200/石綿管用 呼び径75~300
※上記以外のサイズについてはお問い合わせください。

KEEP THE LIFE LINE, LINK THE NEXT
大成機工株式会社
www.taiseikiko.com

「みらい市2014」のご案内
橋本総業
本会賛助会員の橋本総業(株)並びに関連メーカー、ディーラーにより組織される「みらい市」の主催する標記展示会が、七月十八日、七月十九日の両日にわたり、設備資材関連メーカー約三百社が参加して、東京都江東区の東京ビッグサイトにおいて開催される。

今年度のみらい市は「共に生きる みらい市」をテーマに、業界関連企業、関連団体、業者の出会いの場としてみらい市を活かして頂き、「環境・エネルギー」「健康・快適」「安全・安心」「中古・リフォーム」「地域活性化」

「IT活用」「グローバル化」をキーワードに取引企業の英知・技術・商品を集結させ展示する。また、商材の拡大、販路の拡大、機能の強化を目指していく。

橋本総業(株)の好意により、全管連青年部がブース展示を行い、若年者へ向けた技術・技能に関するパネルを展示する予定。

「みらい市2014」
1、会場 東京ビッグサイト 東2・3ホール
東京都江東区有明三十一
一。りんかい線国際
展示場から徒歩五分。
2、期間 七月十八日
(金)、七月十九日(土)
の二日間、午前九時三十分～午後五時。

平成26年度雇用関係助成金のご案内
厚生労働省は、平成二十六年度の雇用助成金のご案内を公表した。雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに活用することができ

上を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者の確保並びに育成及び技能継承を図るため、建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上を目的として実施する。

「建設教育訓練助成金」は、認定訓練、技能実習、新分野教育訓練、建設広域教育訓練、建設業人材育成支援の五種類、「建設雇用改善推進助成金」は建設事業主、建設事業主団体が支給対象者となります。

「建設教育訓練助成金」は、認定訓練、技能実習、新分野教育訓練、建設広域教育訓練、建設業人材育成支援の五種類、「建設雇用改善推進助成金」は建設事業主、建設事業主団体が支給対象者となります。

平成26年度雇用関係助成金のご案内 (簡略版)

平成26年度の雇用関係の助成金についてご紹介します。雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひ、ご活用ください。

詳しくは「雇用関係助成金」で検索してください
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/>

受給対象となる事業主

- 雇用保険適用事業所の事業主
 - 期間内に申請を行う事業主
 - 支給のための審査に協力する事業主
- 審査への協力の具体例
- ・審査に必要な書類を整備・保管する。
 - ・都道府県労働局・ハローワーク(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
 - ・都道府県労働局・ハローワーク(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の現地調査に応じる。

助成金を受給できない事業主

- 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主
 - または、申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
 - 不正受給とは、偽りその他不正行為により本来受けることのできない給付金を受け、または受けようとするをいいます。
 - 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
 - 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
 - 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- ※これらの営業を行っているも、接待業務等に従事しない労働者の雇入れに係る助成金については、受給が認められる場合があります。
- 暴力団と関わりのある事業主
 - 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主
 - 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、都道府県労働局が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
PL260401開発02

E. 雇用環境の整備関係等の助成金

| 19 中小企業労働環境向上助成金 | | 【労働局】 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| I 個別中小企業助成コース | | |
| 雇用管理制度的導入等を行う健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小企業事業主に対して助成 | 評価・処遇制度 研修体系制度 健康づくり制度 介護福祉機器等(介護事業所) | 40万円 30万円 30万円 支給対象費用の1/2(上限300万円) |
| II 団体助成コース | | |
| 健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小事業者を構成員として含む事業主団体が、その構成員である中小企業に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成 | 事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上) 上限1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限600万円 | |

| 20 建設労働者確保育成助成金 | | 【労働局】 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成 | 【認定訓練】経費助成:1人あたり月額4,400円など 賃金助成:1人あたり月額5,000円 【技能実習】経費助成:支給対象費用の9/10(委託の場合8/10)ただし、被災3県の中小建設事業主等に対しては以下のとおり 経費助成:支給対象費用の10/10(委託の場合含む) 賃金助成:1人あたり月額8,000円 【雇用管理制度的導入】評価・処遇制度40万円、研修体系制度30万円、健康づくり制度30万円 【若年者に魅力ある職場づくり事業】支給対象経費の2/3 【建設広域教育訓練】推進活動経費助成:支給対象経費の2/3 施設設置等経費助成:支給対象経費の1/2 【新分野教育訓練】(新分野教育訓練終了後、新分野事業進出後それぞれ)経費助成:支給対象経費の1/3 賃金助成:1人あたり月額3,500円 【作業員宿舎等設置】支給対象費用の2/3 | |

| 21 通年雇用奨励金 | | 【労働局】 |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成 | 【事業所内就業、事業所外就業】支払った賃金の2/3(第1回目)、支払った賃金の1/2(第2～3回目) 【休業】休業手当と賃金の1/2(第1回目)、1/3(第2回目) 【業務転換】支払った賃金の1/3 【訓練】支給対象経費の1/2(季節的業務)、2/3(季節的業務以外) 【新分野進出】支給対象経費の1/10 【季節トリアル雇用】支払った賃金の1/2(減額あり) | |

F. 仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進関係の助成金

| 22 両立支援等助成金 | | 【労働局】 |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 | | |
| 労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成 | 設置費用の1/3(中小企業は2/3) 設置費用:上限1,500万円(中小企業は2,300万円) 運営費用の1～5年目1/2(中小企業は2/3) 増築又は建替え費用の1/3(中小企業は1/2) 増築:上限750万円(中小企業は1,150万円) 建替え:上限1,500万円(中小企業は2,300万円) | |
| II 子育て期短時間勤務支援助成金 | | |
| 就業規則等により子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させた事業主に対して助成 | 1人目30万円、2～10人目10万円 (中小企業は、1人目40万円、2～5人目15万円) | |
| III 中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース) | | |
| 育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成 | 1人あたり15万円、1年度の上限10人 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算 | |



KM5021TEC 流し台用シングルレバー式シャワー付混合栓

ムダがない省エネ



水・湯の境でクリック感
水から湯へ切り替わる所でクリック感があるので、境が分かりやすく使いやすい機能です。

レバー中央でも水が出る
無意識にレバー中央で操作しても水しか出ないので、給湯器の作動によるムダがなくなります。

水栓金具メーカー
KVK 株式会社KVK

本社・本社工場/
岐阜県岐阜市黒野308番地
TEL(058)239-3111

東北支社/TEL(022)288-4611
関東支社/TEL(03)3981-4711
関西支社/TEL(06)6536-2511
西日本支社/TEL(092)411-3054

URL <http://www.kvk.co.jp/>